参考資料4

違反処理標準マニュアル

（抜粋）

総務省消防庁予防課

第２　違反処理基準

「第２　違反処理基準」は、違反処理を厳正公平に実施するために、違反者等に対する警告、命令、認定の取消しへの移行基準及び履行期限の判断について具体的事例を挙げて示したものである。

なお、適用要件への該当性や履行期限の設定等については、下表を参考にしつつ、具体的な事例に応じ適切に判断する。

また、立入検査で見つかった違反対象物のうち、火災が発生した場合の危険性や悪質性の高いものは、徹底的に改善させていく対応が必要である。その中でも特に、人命の危険の高い対象物には、使用禁止命令等を含めた厳格な措置を行い、命令・公示を行っていく必要があり、消防機関による防火対象物の違反処理における危険性・悪質性の判断基準については、次のような事項を勘案し、判断していくものとする。

・火災が発生した場合に、初期消火、避難等において特に重要である消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置、維持されていないもの。

・建築基準法令（特に建築構造、防火区画及び階段に係る基準）に適合していない対象物における消防法令の継続違反があるなど危険性・悪質性が高いもの

	一次措置			二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件		措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
①　屋外における火災予防に危険な行為等（法第三条第一項）	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの	1　火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第３条）					**◎事例** **・行為の禁止** 火花を発する行為を、可燃性蒸気（ベーパー）が発生又は滞留している場所（塗装工場、自動車修理工場、ゴム工場等の屋外、新築工事中の建物の敷地内等）で行っているもの **・禁止、消火の準備** 工事現場などで、不燃シート等で建築物の木（造）部分を養生せずに火花を発する行為を行っているもの **・たき火の禁止** ア　たき火の炎が、木造家屋の壁体等に接し、その部分が炭化しているもの ※　たき火の禁止を命じる「炭化」の判断について ・炭化部分の剥離、灰化し始めた状態　・継続的なたき火による炭化 イ　林野火災警報発令中を含む火災予防上危険な気象環境下で屋外においてたき火を行い、周囲の林野に燃え移るおそれがあるもの **・行為の禁止、消火の準備** 危険物又は可燃物の付近で花火をしているもの **◎履行期限** 原則、即時
		2　残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第３条）					**◎事例** **・残火の始末** 神社の境内において実施したどんど焼き後、後始末が不完全のまま行為者がその場を離れたもの **◎履行期限** 原則、即時

	一次措置			二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件		措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
①屋外における火災予防に危険な行為等（法第三条第一項）	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの	3　危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理（法第３条）					**◎事例** **・危険物の除去** 屋外において、オートバイ（廃車）のタンクからガソリンが漏れベーパーが発生しているもの **・物件の除去** 焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの 少量危険物が無届、かつ、条例の基準に適合せず貯蔵されているもの ※　法第３条における「みだりに存置」とは、その物件の所有者、管理者又は占有者にそれをその場所に置いておく意思が現在ともあり、また、その物件について多少の管理もなされていると認められるものの、それを置くことに何ら正当な理由が認められず、ほぼ放置と同様の状態にあることをいう。 **◎履行期限** 原則、即時
		4　放置され、若しくはみだりに存置された物件	物件の整理又は除去（法第３条）					**◎事例** **・物件の除去、整理** ア　避難器具が設置されている建物において、避難空地から道路等に通ずる避難通路が通行不能となる物件が存置されている場合 イ　敷地内の店舗出入口前に置かれた避難上通行不能となる大量の物品の放置 **◎履行期限** 原則、即時
②防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条第一項）	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの	1　火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令（法第５条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎事例** **・改修命令** ア　厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの イ　変電室等を区画している壁、柱、床又は天井が可燃材で造られているもの ウ　配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの エ　ネオン管灯設備の高電圧部分が漏電しており、周囲の可燃材に着火危険のあるもの オ　厨房設備の排気用ダクトに自動消火装置の設置義務があるが設置されておらず、かつ、油が滴り落ちているもの **・工事の停止又は中止命令** 塗装工事中（シンナー使用）において溶接作業を行っているもので、法第５条の３に基づく吏員の措置命令に従わないもの **◎履行期限** ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。 ・工事の停止又は中止は、直ちに行うことを命じる。

	一次措置			二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件		措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
②　防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条第一項）	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの	2　消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第５条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎事例** **・防火設備が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもの** ア　竪穴区画に設けられた防火戸若しくは防火シャッター（以下「防火戸等」という。）又は防火ダンパー等が撤去され又は全く機能を失っているもの イ　機能不良（自火報連動防火戸等の連動不良、ドアチェックの取り外し） ウ　鉄製の防火戸等を木製等の扉に変更しているもの エ　防火戸等をボルト等で固定し閉鎖できないもの **・竪穴区画の壁が撤去され若しくは破損しているもの** **・配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの** **・避難施設が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもので、避難に重大な支障をきたしているもの** ア　階段の出入口の防火シャッターが破損変形等により機能不良となっているもの イ　階段室等を他目的に使用するため、改装、その他構造等を変更して構造不適となったもの ウ　階段の改変、破損又は腐食により構造耐力が保持されていないもの エ　階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの オ　階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害となる工作物が設置されているもの カ　非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっているもの ※１　改修を伴わない管理についての措置を命じるものは、「⑤　防火管理関係違反」で処理する。 ※２　令別表第１(六)項に掲げる防火対象物等、使用停止命令によっては当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いるおそれのあるものは、法第５条の除去命令が不履行の場合、使用停止命令でなく代執行を行う。 **◎履行期限** 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
		3　火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第５条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎事例** **・防炎性能を有する防炎対象物品を使用していないもので、火災が発生した場合延焼拡大のおそれがあるもの。ただし、次に示すものについて適用除外とする。** ア　スプリンクラー設備により有効に警戒されているもの イ　内装、区画等から判断して延焼拡大危険が少ないと認められるもの **・内装の制限を受ける調理室等において、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが広範囲にわたり建築基準法令に適合していないもの。** **◎履行期限** 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
		4　その他火災予防上必要があると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第５条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎履行期限** 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。

	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条の二第一項）	1　法第５条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	使用禁止命令等（法第５条の２第１項第１号）				
	2　法第５条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合	使用禁止命令等（法第５条の２第１項第２号）				

事例／履行期限等

◎適用要件の意義

事例については、法第５条第１項、第５条の３第１項、第８条第３項、第８条第４項、第８条の２第５項、第８条の２第６項、第８条の２の５第３項、第 17 条の４第１項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のア～ウの場合で営業活動を継続、火気使用器具等の使用又は工事を継続している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。

ア　履行されない

避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置をしていないもの

イ　履行が十分でない

複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの

ウ　履行期限までに完了していない

改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない

◎履行期限

原則、即時

◎事例

・火気使用設備等の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの（炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの）

・直通階段が一つの雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの

ア　階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸等が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの

イ　火気使用場所の存する階の防火戸等が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸等が撤去されているもの

ウ　利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの

	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条の二第一項）						
		警告	警告事項不履行のもの	使用禁止命令等（法第５条の２第１項第２号）		

事例／履行期限等

・個室型店舗で、次のいずれかに該当するもの

ア　非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており、かつ、排煙設備及び非常用照明装置が設置されていないもの

イ　スプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能が失われているもの

◎履行期限

原則、即時

◎事例

次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの

ア　防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの

・厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料もれのおそれがあるもの

※　火気使用設備等自体の火災危険により、使用停止命令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする。

・火気設備や排気ダクトの内部に油かす等の堆積物があり、継続使用することで堆積物が熱を受けるなどして火災が発生するおそれがあるもの。

・排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの

・配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの

・劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの

・定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの

（入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等）

イ　防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの

※　「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう。

ウ　主要構造部、防火区画・内装の構造・材料が不適なもの

・主要構造部が構造不適となっているもの

・防火区画が設置されていないもの又は過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっており、延焼拡大するおそれがあるもの

・避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又は過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっており、火災時に避難困難となるおそれがあるもの

・内装の制限を受ける調理室等において、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの材料が広範囲にわたり不適であり、延焼拡大や火災時に避難困難となるおそれがあるもの

※　「過半にわたり」とは、防火対象物の階ごとの過半や全体での過半を考慮し判断するものとする。

なお、措置の適用範囲については、不適部分の規模や内容から「警察比例の原則」を考慮した範囲とする。

◎履行期限

原則、即時

	一次措置			二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件		措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条の三第一項）	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの	1　火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第５条の３）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）			**◎事例** **・行為の禁止** 防火対象物の塗装中（シンナー使用）において喫煙行為をしているもの **・物件の使用禁止** 可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの **・行為の禁止** 修繕工事を行うため、少量危険物取扱所等において、火花を発する機器を用いているもの **・物件の使用停止** ガスコンロの炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの **◎履行期限** 原則、即時
		2　残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第５条の３）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）			**◎事例** **・残火の始末** 炭火焼きを行う飲食店で、赤熱部が露出した炭を可燃物の直近に放置しているもの **◎履行期限** 原則、即時
		3　危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理（法第５条の３）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）			**◎事例** **・物件の除去** ア　防火対象物内において少量危険物が無届、かつ、条例の基準に適合せず貯蔵されているもの イ　階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫代わりに使用し、次の物件のいずれかが存置されているもの (ｱ)　ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品 (ｲ)　大量な化繊の衣装 (ｳ)　ボンベが装填された状態で大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体 (ｴ)　本、雑誌、古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物 ウ　使用中の火気使用設備等の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されているもの ※１　事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤防火管理関係違反６」において処理する。（「資料４　違反処理基準の運用」参照） ※２　法第５条の３における「みだりに存置」とは、その物件を置くことが法令に違反している状態、又はその物件を置くことに正当な理由（荷物の搬出入、工事中又は作業中等であって、その作業等に関係ある者がその場におり、その者により直ちに移動、除去等が行える等）があると認められない状態にあることをいう。 **◎履行期限** 原則、即時

	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条の三第一項）	4　放置され、若しくはみだりに存置された物件（上記3の物件を除く）	物件の整理又は除去（法第５条の３）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）		

事例／履行期限等

◎事例

・物件の整理、除去（「資料４　違反処理基準の運用４(1)」参照）

ア　物件が存置されていることにより、容易に通行することが困難なもの

イ　物件が存置されていることにより、消火、避難その他の消防活動に支障となるもの

ウ　防火戸等の閉鎖障害となる物件存置

エ　特別避難階段附室、非常用エレベーター附室の消防活動の障害となる物件存置

オ　非常用進入口の障害となる物件存置

カ　屋内消火栓設備の使用障害となる物件存置

※　事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤防火管理関係違反」において処理する。（「資料４違反処理基準の運用６」参照）

◎履行期限

原則、即時とするが、物件の状況により「○○年○月○日○時○分まで」のように具体的な期限を設定する。

◎争訟事例

本争訟事例は、消防法第５条の３第１項に基づき火災の予防に危険である物件又は消防の活動に支障となる物件を除去することを命じた処分の取消請求事件で、火災の予防に危険である物件又は消防の活動に支障となる物件の判断基準を示し、その適用例を判示した争訟事例である。

（事例概要）

本事例は、消防署長が防火対象物（建築面積 66 ㎡、延べ床面積約 406 ㎡、鉄骨造陸屋根７階建て。以下「本件建物」という。）の５階通路部分に設置された木製本棚２台及び同本棚に収納された書籍等並びに７階塔屋部分に設置されたスチール製ロッカー２台及び同ロッカー２台に収納された冊子等を除去することを命じた処分に対して、占有者が当該処分の取消しを求めたもの。

（裁判要旨）

・消防法第５条の３第１項の要件の判断基準

次のア～ウの事情等を勘案した上で、物件が存在することにより、火災の発生ないし延焼・拡大に至る危険や避難、消火などの消防活動上の支障が具体的に認められるときに、当該物件が消防法第５条の３第１項の措置命令の対象となり得る。

ア　当該物件の性状及びその設置状況（形状・性質、可燃物の量、設置場所の状況等）

イ　当該防火対象物の状況（構造、規模、用途、避難経路の状況、消防用設備等の設置状況等）

ウ　当該防火対象物の防火上の管理の状況

・「５階通路部分に設置された木製本棚２台及び同本棚に収納された書籍等」の除去命令は適法

ア　火災予防の危険性について

本件建物が、守衛による入退場の管理は行われておらず、不特定の第三者による侵入が可能な構造にある小規模な雑居ビルであり、共用部分である通路に可燃物である木製本棚及び約 300 冊という大量の可燃物である書籍等が扉もなくすぐ手が届く状態で収納されている状況であることから、放火等による火災発生の可能性が具体的に認められ、「火災の予防に危険である物件」にあたる。

	一次措置			二次措置		三次措置	
	適用要件		措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第五条の三第一項）							

事例／履行期限等

イ　避難の支障について

放火により木製本棚及び書籍等が燃焼した場合、比較的狭い５階の通路部分のほか、その上方階の階段室に熱と煙が充満することで、本件建物の唯一の避難経路である屋内階段の通行が困難となることから、避難の支障が具体的にあると認められ、「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」にあたる。

ウ　ア及びイのとおり、消防法第５条の３第１項の要件を満たすことから、「５階通路部分に設置された木製本棚２台及び同本棚に収納された書籍等」の除去命令は適法である。

・「７階塔屋部分に設置されたスチール製ロッカー２台及び同ロッカー２台に収納された冊子等」の除去命令は違法

ア　火災予防の危険性について

各スチール製ロッカーは、上段にガラス製引き戸、下段にスチール製引き戸が付いており、常時施錠されていることから、同ロッカー内の冊子等への放火の具体的な可能性が認められないため、「火災の予防に危険である物件」に該当しない。

イ　避難の支障について

アのとおり、冊子等に放火されることや他の居室から発生した火災が塔屋階まで到達し冊子等に延焼する具体的な危険が認められないため、「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」に該当しない。

また、スチール製ロッカーは、設置状況から本件建物において火災が発生した際に７階塔屋階を通り屋上へ避難する場合に通常人が容易に通行することが可能な程度の空間が確保されていることから、「消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件」に該当しない。

ウ　ア及びイのとおり、消防法第５条の３第１項の要件を欠き、「７階塔屋部分に設置されたスチール製ロッカー２台及び同ロッカー２台に収納された冊子等」の除去命令は違法であるとして当該処分を取消す。

エ　消防法第８条の２の４及び条例に基づく避難施設の管理について

スチール製ロッカー１台及び同ロッカー内の冊子等については、消防法第５条の３第１項の要件に該当する物件にあたらないとしても、火災の予防上の危険性や避難の支障となる可能性が一般的・抽象的に認められないとまではいえないことから、避難施設上必要な施設に避難の支障となる物件をみだりに存置されないように管理している状態にあるとはいえず、消防法第８条の２の４及び条例（避難施設の管理）違反の状態にあることから、当該違反状態の解消をするため、是正措置をとるべき立場にあるとされた。

５階通路部分の木製本棚及び書類等の状況



（提供：東京消防庁）

７階塔屋部分のスチール製ロッカー及び冊子等の状況



（提供：東京消防庁）

	一次措置			二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件		措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
⑤ 防火管理関係違反（法第八条第一項）	1　防火管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第８条第３項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎留意事項** ・防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 ・防火管理者再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防火管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防火管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防火管理者として再度選任し、又は別に甲種防火管理者の資格を有する者を防火管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。 **◎履行期限** ２週間から１か月程度を目安とするが、防火管理者講習及び防火管理者再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。
	2　防火管理業務不適正	⑴　消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎履行期限** ２週間以内 （防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に２週間を加えた期間以内とする。）
		⑵　消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎事例** 自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの **◎履行期限** ２週間以内 （防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に１週間を加えた期間以内とする。）
		⑶　消火、通報及び避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎事例** 消火・避難訓練を１年以上実施していないもの **◎履行期限** １か月以内（規模、用途に応じて設定する。）
		⑷　消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検、整備未実施等	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎留意事項** 音響装置停止、電源遮断、操作障害等の維持管理が不適正なもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が即是正の意思を示さないもの若しくは是正してもすぐに繰り返し違反を行うものなど悪質なものは一次措置の適用要件とする。 **◎事例** 消防計画に定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備が未実施のもの。 ※１　点検により重大な機能不良箇所が指摘され、報告時までに是正されていない場合は、「⑨消防用設備等に関する基準違反」により処理する。 ※２　自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は２種類以上の設備の点検未実施がある場合は、二次措置を行う。 **◎履行期限** 点検及び整備未実施については、点検及び整備内容により期限を設定する。

	一次措置			二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件		措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
⑤ 防火管理関係違反（法第八条第一項）	⑸ 火気の使用又は取扱いに関する監督不適正	火気使用器具、電気器具等の管理	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎事例** ・火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの ・天蓋に設けられているグリスフィルターから油が滴り落ちているもの ※　消防法令違反の有無を問わず、適法な防火対象物に対しても、可燃材の炭化等が認められる場合は、「④防火対象物における火災予防に危険な行為等（法第５条の３第１項）」の措置による。 **◎履行期限** １か月以内
		指定場所における喫煙等の制限	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎事例** 劇場等その他消防長（消防署長）が指定する場所で、解除承認を受けずに、又は解除承認後に承認内容に違反して裸火等の使用、若しくは危険物品の持込みを行っているもの ※　使用禁止命令を行う場合は、解除承認を撤回してから措置する。 **◎履行期限** 原則、即時
	⑹　避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎事例** **・防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの** ア　竪穴区画に設けられた防火戸等に何らかの処置（くさび等）をし、閉鎖できなくしているもの イ　階段、出入口、廊下又は通路に物件が存置されているもの ウ　出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの ※１　火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは、「②防火対象物における火災予防危険行為（その１）」により処理する。 ※２　再三の繰り返し違反等がある場合は、二次措置を行う。（「資料４　違反処理基準の運用６」参照） **◎履行期限** ２週間以内
	⑺　劇場等の定員管理不適正		警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条第４項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第５条の２）	**◎事例** 劇場、百貨店等において、定員を超えて入場させ入場制限等の必要な措置をとっていないもの。又は、可動椅子により興業等を行う場合において避難通路が有効に確保されていないもの。 なお、発災時における初動措置を行い得る体制をとっていないもので他に違反が存する場合は、「③防火対象物における火災予防危険行為等（その２）」により処理する。 **◎履行期限** 原則、即時

	一次措置			二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件		措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
⑥ 統括防火管理関係違反（法第八条の二）	1　統括防火管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第８条の２第５項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第５条の２）	**◎留意事項** 統括防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 **◎履行期限** ２週間から１か月程度を目安とする。
	２　統括防火管理業務不適正	⑴　全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第８条の２第６項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第５条の２）	**◎履行期限** ２週間から１か月程度を目安とする。 （統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に２週間から１か月程度を加えた期間以内とする。）
		⑵　全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条の２第６項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第５条の２）	**◎事例** 自衛消防の組織の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの **◎履行期限** ２週間から１か月程度を目安とする。 （統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に２週間から１か月程度を加えた期間以内とする。）
		⑶　避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第８条の２第６項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第５条の２）	**◎事例** **・共用部分の防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの** ア　竪穴区画に設けられた防火戸等に何らかの処置（くさび等）をし、閉鎖できなくしているもの イ　階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの ウ　出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの ※１　火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは、「②防火対象物における火災予防危険行為（その１）」により処理する。 ※２　再三の繰り返し違反等がある場合は、二次措置を行う。（「資料４　違反処理基準の運用６」参照） **◎履行期限** ２週間以内

	一次措置		二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
⑦ 防火対象物点検報告（法第八条の二の二及び法第八条の二の三）	1　防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第８条の２の２第４項）					**◎事例** 点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの **◎履行期限** 原則、即時
	2　防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第８条の２の３第７項の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第８条の２の３第８項）					**◎適用要件の意義** ・防火対象物点検報告義務対象物であるもの ・防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第８条の２の３第７項の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの **◎履行期限** 原則、即時
	3　偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第８条の２の３第１項による認定の取り消し（法第８条の２の３第６項）					**◎適用要件の意義** 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。 **◎履行期限** なし
	4　法第５条第１項、第５条の２第１項、第５条の３第１項、第８条第３項若しくは第４項、第８条の２の５第３項又は第 17 条の４第１項若しくは第２項の規定の命令がされたもの						
	5　法第８条の２の３第１項第３号に該当しなくなったもの						
⑧ 自衛消防組織の設置に関する違反（法第八条の二の五）	自衛消防組織が未設置であるもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第８条の２の５第３項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置（法第５条の２）	**◎留意事項** ・自衛消防組織として届出されていないが、設置され実質的に自衛消防組織として必要な活動を行うことができると認められる場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 ・自衛消防業務再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に自衛消防組織の統括管理者として置かれ届出されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、自衛消防組織の設置基準に従って設置されていない状態となるため、速やかに再講習を受講させ、又は別に自衛消防組織の統括管理者の資格を有する者を統括管理者として置いて自衛消防組織変更届出書を消防長又は消防署長に届出させる必要がある。 **◎履行期限** ２週間から１か月程度を目安とするが、自衛消防業務新規講習及び再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。

	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
⑨ 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反（法第十七条第一項又は第三項）	消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの	警告	警告事項不履行のもの	設置命令、改修命令又は維持命令（法第17条の4第1項又は第2項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）

事例／履行期限等

◎措置対象（例示）

・技術基準に従って設置されていないと認めるもの

ア　全体に未設置

イ　一部未設置のうち、階又は防火対象物の過半にわたるもの

・技術基準に従って維持されていないと認めるもの

ア　自動火災報知設備の受信機が作動しないもの

イ　自動火災報知設備の感知器回路の断線等により、防火対象物の全体又はその部分が未警戒となっている場合

ウ　一の階のすべての避難器具が使用不能の場合

エ　非常電源が設置されていないもの

※1　音響装置停止、電源遮断等改修を伴わない維持管理違反については、二次措置として法第８条第４項による防火管理業務適正執行命令を発する。

※2　法第17条第２項の基準に違反し消防用設備等が設置・維持されていない場合も措置命令の対象となる。

◎履行期限（例示）

履行期限は、次の工事日数を参考にして検討する。

・自動火災報知設備の設置工事における着工届から設置届までの日数調査の結果

全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの100件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりであった。

ア　延べ面積500㎡未満の対象物では、94％が60日以内

イ　延べ面積500㎡以上1,000㎡未満の対象物では、87％が90日以内

ウ　延べ面積1,000㎡以上の対象物では、95％が120日以内

・業者が試算した工事日数例

例１：RC造、地上３階地下１階、延べ面積500㎡の既存ビルに消防用設備等を新規に設置する場合

	見積り日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓設備	30日	60日
スプリンクラー設備	30日	120日
自動火災報知設備	30日	60日

例２：RC造、地上５階地下１階、延べ面積1,000㎡の既存ビルに消防用設備等を新規に設置する場合

	見積り日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓設備	30日	90日
スプリンクラー設備	30日	150日
自動火災報知設備	30日	90日

例３：RC造、地上10階地下１階、延べ面積3,000㎡の既存ビルに消防用設備等を新規に設置する場合

	見積り日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓設備	40日	120日
スプリンクラー設備	40日	240日
自動火災報知設備	40日	150日

例４：RC造、地上３階地下１階、建築面積約650㎡、延べ面積1,800㎡の既存遊技場ビル全館に屋内消火栓設備を新規に設置する場合の工事日数は100日

	一次措置			二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件		措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
⑩ 防災管理関係違反（法第三十六条第一項において準用する法第八条第一項）	1　防災管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第36条第1項において準用する第８条第３項）			**◎留意事項** ・防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 ・甲種防火管理再講習又は防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防災管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防災管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防災管理者として再度選任し、又は別に防災管理者の資格を有する者を防災管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。 **◎履行期限** ２週間から１か月程度を目安とするが、防災管理講習、防災管理再講習、甲種防火管理再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。
	2　防災管理業務不適正	⑴　防災管理に係る消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第36条第1項において準用する法第８条第４項）			**◎履行期限** ２週間以内 （防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に２週間を加えた期間以内とする。）
		⑵　防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第36条第1項において準用する第８条第４項）			**◎事例** 防災管理上必要な教育等計画の内容が実態と著しく異なるもの **◎履行期限** ２週間以内 （防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に１週間を加えた期間以内とする。）
		⑶　避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第36条第1項において準用する第８条第４項）			**◎事例** 避難訓練を１年以上実施していないもの **◎履行期限** １か月以内（規模、用途に応じて設定する。）

	一次措置			二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件		措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
⑪ 統括防災管理関係（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二）	1　統括防災管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第36条第１項において準用する第８条の２第５項）			◎留意事項 統括防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 ◎履行期限 ２週間から１か月程度を目安とする。
	2　統括防災管理業務不適正	⑴　防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第36条第１項において準用する第８条の２第６項）			◎履行期限 ２週間から１か月程度を目安とする。 （統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に２週間から１か月程度を加えた期間以内とする。）
		⑵　防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第36条第１項において準用する第８条の２第６項）			◎事例 防災管理に係る全体についての消防計画の内容が実態と著しく異なるもの ◎履行期限 ２週間から１か月程度を目安とする。 （統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に２週間から１か月程度を加えた期間以内とする。）
⑫ 防災管理点検報告（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二及び法第八条の二の三）	1　防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの		表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第１項において準用する第８条の２の２第４項）					◎適用要件の意義 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。 ◎履行期限 なし
	2　偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの		法第36条第１項において準用する法第８条の２の３第１項による認定の取り消し（法第36条第１項において準用する法第８条の２の３第６項）					
	3　法第５条第１項、第５条の２第１項、第５条の３第１項、第８条第３項若しくは第４項、第８条の２の５第３項、第17条の４第１項若しくは第２項又は第36条第１項において準用する法第８条第３項若しくは第４項の規定による命令がされたもの							
	4　法第36条第１項において準用する法第８条の２の３第１項第３号に該当しなくなったもの							

	一次措置		二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
⑫ 防災管理点検報告（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二及び法第八条の二の三）	5　防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項）					**◎適用要件の意義** ・防災管理対象物であるもの ・防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第2項の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの **◎履行期限** 原則、即時
⑬ 防災管理点検報告（法第三十六条第六項において準用する法第八条の二の二）	1　防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第36条第4項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項）					**◎適用要件の意義** ・防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であるもの ・防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第36条第3項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの **◎履行期限** 原則、即時
	2　防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第36条第5項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項）					**◎適用要件の意義** ・防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であるもの ・法第8条の2の3第1項又は第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第36条第4項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの **◎履行期限** 原則、即時